

内部通報（公益通報）制度のご案内

当組合では、法令遵守（コンプライアンス）の徹底と健全な企業活動の維持を目的として、「内部通報規程」を定め、内部通報窓口を設けています。

この制度は、当組合の透明性を高め、健全な企業文化を守るためのものです。
不正や法令違反を見聞きされた際は、ためらわずにご相談・ご報告ください。
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 通報の対象となる行為

- ・不正経理・横領、贈収賄などの不正行為
- ・個人情報保護法、不当競争防止法などの違反
- ・労働安全衛生法・労働基準法などの労働関係法令違反
- ・環境汚染、製品・サービスの安全性に関する法令違反
- ・その他社会的に不適切と認められる行為

2. 通報できる方

- ・当組合と取引関係にある事業者・その従業員
- ・当組合の職員（嘱託・パート含む）及び退職後1年以内の元職員

3. 通報方法

通報は、電子メール・書面・電話などの方法で受付ます。

内容確認のため、必要に応じて通報者へご連絡を差し上げる場合があります。

【通報窓口】

担当部署：総務部総務課（役員に関わる内容は監査室まで）

E-mail:soudan2845@kumamotoken.shinkumi.jp

電 話：096-353-1200

4. 通報者の保護

通報者は「公益通報者保護法」により、通報を行ったことを理由に解雇・降格・嫌がらせなどの不利益な取扱いをうけません。

また、通報内容及び通報者の個人情報は厳重に管理し、通報者の同意なく外部に開示することはありません。

5. 通報後の対応

通報を受けた場合、当組合は速やかに事実関係を調査し、必要に応じて是正措置を講じます。

調査により得られた情報は、目的以外には使用しません。

以上